

社会福祉法人真照会報酬等支給基準

第1条 社会福祉法人真照会(以下「法人」という)定款第8条及び第21条に定める評議員及び役員等の報酬の支給基準を次表のとおり定める。

第2条 評議員及び役員等については、その業務に応じた報酬を支給し、賞与及び退職手当は支給しない。

2 法人の常勤職員を兼ねて別に給与等を支給されている者については、報酬を支給しない。

第3条 評議員及び役員等に対する報酬総額は、各年度1,610,000円以内とする。

第4条 この支給基準に定めるほか、必要な事項は評議員会の承認を経て理事長が別に定める。

第5条 この支給基準は令和4年6月の定時評議員会の日から適用する。

社会福祉法人真照会報酬等支給基準表

役 職 (定数)	業 務 及 び 支 給 基 準	報 酬 額
評議員 (7名)	(1) 評議員会出席	1回につき 10,000円以内
理事長 (1名)	(1) 法人事務所に月8日以上勤務し、法人業務を執行したとき	月額 100,000円以内
業務執行理事 (1名)	(1) 理事長の指示を受け法人業務を分担執行したとき	月額 50,000円以内 (施設長を兼務し「職員給与規程」の適用を受けて給与を支給される場合は支給しない)
相談役 (1名)	(1) 理事長の求めに応じ、指導助言を行ったとき	1回につき 15,000円以内
理事 (4名)	(1) 理事会出席	1回につき 10,000円以内
監事 (2名)	(1) 中間(上半期)監査、決算監査 (2) 理事会出席 (3) 評議員選任・解任委員会出席 ただし、理事会と同一日に開催された委員会に出席したときは支給対象としない	(1)については各1日につき 15,000円以内 (2)、(3)については各1回につき 10,000円以内
評議員選任・解任委員 (5名)	(1) 評議員選任・解任委員会出席	1回につき 10,000円以内 (外部委員に限る)